

国住指第 484 号

平成 28 年 6 月 2 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第 14 条第 3 項に基づく条例の運用について

待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組む必要があります。

受け皿として期待される保育所、認定こども園及び地域型保育（以下「保育所等」という。）については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準への適合は求めておりませんが、同条第 3 項の規定に基づく条例により、保育所等を同基準の適合対象とする場合があります。こうした場合には、車いす使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房を設ける必要があります、保育所等の設置が円滑に行えないとの指摘があります。

このため、保育所等を迅速に確保する必要性にかんがみ、法第 14 条第 3 項の規定に基づく条例を保育所等に適用するに当たっては、例えば、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、既存建築物を保育所等に利用する場合における当該既存建築物のバリアフリー化の状況といった施設の利用実態並びに敷地及び建築物の状況を踏まえ、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった法の趣旨に照らして保育所等において多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用に努めていただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。